

福島県企業局総合評価方式実施要領の運用

第4条関係

1 学識経験者への意見の聴取方法

(1) 標準型、簡易型、特別簡易型及び地域密着型

学識経験者への意見の聴取は、福島県総合評価委員設置要綱（平成18年8月24日付け土第279号土木部長通知）（以下「要綱」という。）により行うものとし、その結果を学識経験者意見聴取書（様式第5号）に記載する。

なお、委員の委嘱事務は入札監理課が行う。

ア 落札者決定基準

対象案件を取りまとめ、要綱第4条第1項の会議方式により一括して意見を聴取するものとする。ただし、一括して意見を聴取することができない場合には、要綱第4条第2項の個別方式により意見を聴取するものとする。

イ 落札者の決定に際し意見を聴取すべきとされた場合

工事執行権者は、要綱第4条第2項の個別方式により入札後速やかに意見を聴取するものとする。

(2) 復旧型

学識経験者への意見聴取は、総合評価技術審査会で行うものとし、その結果を学識経験者意見聴取書（様式第5号）に記載する。

ア 落札者決定基準

工事執行権者は、総合評価方式技術審査内申書（復旧型学識経験者意見聴取）（様式第3の3号）に福島県総合評価方式復旧型審議書（様式1-⑤、以下「復旧型審議書」という。）を付して、工事執行権者が本局の課長であるときは企業総務課長に、工事執行権者がいわき事業所長であるときはいわき事業所長に内申するものとする。

内申を受けた企業総務課長又はいわき事業所長は、総合評価技術審査会の委員を招集し、工事執行権者が意見を聴取する。

企業総務課長又はいわき事業所長は、意見聴取結果として、発議書の写しに復旧型審議書を付して工事執行権者に送付するものとする。

イ 落札者の決定に際し意見を聴取すべきとされた場合

工事執行権者は、要綱第4条第2項の個別方式により入札後速やかに意見を聴取するものとする。

2 意見聴取者

(1) いわき事業所長が契約権者であるときは、いわき事業所長が意見聴取を行う。

(2) 対象工事の契約権者が知事であって、工事執行権者がいわき事業所長であるときは、

学識経験者の意見聴取はいわき事業所長が行い、その結果を契約権者に報告する。

(3) 対象工事の契約権者が知事であって、工事執行権者が本局の課長であるときは、本局の課長が学識経験者の意見聴取を行い、その結果を契約権者に報告する。

3 意見聴取結果の取扱い

(1) 「落札者決定基準」及び「落札者の決定」について意見（異議のない旨を除く。）が付された場合、工事執行権者は、対応案を付して入札参加条件等審査委員会に諮り、審議を受けるものとする。

(2) 工事執行権者は、意見がなかった場合（適とされた場合）及び上記(1)の審議結果が決定された場合は、学識経験者意見聴取書（様式第5号）により、入札執行権者に報告する。

第5条関係

1 総合評価に関する評価項目及び評価基準、総合評価の方式及び落札候補者の決定方法については、福島県企業局条件付一般競争入札実施要領の運用について（平成19年4月1日付19企業第246号企業局長通知）別紙「入札公告（例）」及び「入札説明書」に示すとおりとする。

第7条関係

技術提案書に添付を求める書類は、次の技術資料とする。

1 特別簡易型・地域密着型・復旧型

(1) 企業及び配置予定技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等）（様式第11号）

2 簡易型

(1) 企業の技術力（実績・経験等）（様式第6号）

(2) 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）（様式第7号）

(3) 企業の地域社会に対する貢献度（様式8号）

(4) 技術審査書（様式9号その1～その2）

3 標準型

(1) 企業の技術力（実績・経験等）（様式第6号）

(2) 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）（様式第7号）

(3) 企業の地域社会に対する貢献度（様式8号）

(4) 技術審査書（様式9号その1～その4）

(5) ○○○○に関する技術提案（様式10号）

第8条関係

1 工事執行権者は、総合評価方式評価結果（様式第2号）について、技術提案の採否及

び評価点に誤りがないように、確認作業を徹底するものとする。

第8条の2関係

- 1 第1項の技術審査会は、福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）で事業所長に委任された工事（工事執行権者が事業所長となる工事を含む。）以外の工事に関しては、企業局次長及び各課長をもって構成する。

事業所長に委任された工事に関しては、所長、総務担当次長及び業務担当次長をもって構成する。

- 2 第5項の「第1項の審査に当たって必要があると認めるとき」とは、技術審査会の開催前又は審査中に、技術提案書等の記載内容を正確に把握し、その理解を深めるため、書面又は口頭等による説明を提案者に求める必要があると認めるときをいい、口頭による説明の場合は、極力改めて開く技術審査会で説明を受けるものとする。

- 3 落札候補者決定後の書類確認の結果、施工計画の適切性又は技術提案における加算点の修正に伴い、評価値の順位が変わる場合には、修正内容について再度技術審査会の審査を求めることとする。

なお、評価値の順位が変わらない場合や、変わる場合であっても、企業の技術力、配置予定技術者の技術力又は企業の地域社会に対する貢献度の加算点の修正の場合には、技術審査会事務局へ報告を行い、内容確認の上、技術審査会の審査は不要とします。

また、特別簡易型の場合にあつては、企業総務課長又はいわき事業所長がその内容を確認することとし、再度技術審査会の審査及び報告を省略することができる。

- 4 入札執行権者がいわき事業所長の場合は、第6項による総合評価方式技術審査結果通知書（様式第3の2号）を省略し、総合評価方式評価結果（様式第2号）を送付するものとする。

第9条関係

評価値算出価格の設定方法は、以下のいずれかの方法による。

- 1 入札価格を評価値算出価格とする場合（入札価格評価型）
入札参加業者の入札価格を評価値算出価格とする。
- 2 評価基準価格を設定する方法（基準価格設定型）
 - (1) 予定価格算出の基礎となった工事積算を基に評価基準価格を設定する（具体的な算出方法は、別記4参照。なお、別記4の算定方式と評価基準価格は非公表とするが、該当案件があつた場合には、契約締結後に評価値の公表と併せて評価値の算出に用いた基準価格を公表する（この場合でも評価基準価格の算定方式は公表しない。））。
 - (2) 評価基準価格を上回る価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、入札価格とする。
 - (3) 評価基準価格以下の価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、評価基準価格と

する。

3 評価項目及び評価基準等

特別簡易型、地域密着型、復旧型及び簡易型の評価項目及び評価基準の例示は、別記2のとおりである。

標準型の評価項目及び評価基準は、簡易型のものに加え、当該工事の特殊性（工事内容、規模、地域、環境等）を考慮し、主務課と協議のうえ設定する。

この例示は別記3のとおりである。

第10条関係

落札候補者の技術提案書を証明する書類の確認について、その内容が技術的なものであり、入札執行権者が確認できないものは、工事執行権者が確認するものとする。